

つくばみらい市立保育所民営化方針

つくばみらい市保健福祉部こども福祉課

1 趣旨

多様化する保育ニーズに対応し、充実した保育サービスをいかに提供できるか、また、将来の児童数減少にどう対応するかについて、公立保育所と私立保育所を比較することにより、公立保育所としてどう運営すべきか、幅広い視点から検討を行うため、平成26年3月に学識経験者や保育関連団体、保護者等からなる「つくばみらい市立保育所のあり方検討委員会」を設置して議論が進められました。

その結果、多様化するニーズに対応した保育サービスを充実していくために、多様で弾力的な事業展開が可能である民間事業者の力を活用し、民間に任せられることは任せていくことが必要であるというつくばみらい市立保育所のあり方検討会の報告を受け、具体的な取り組みの方針を検討するものです。

つくばみらい市立保育所のあり方検討会報告書（抜粋）

多様化するニーズに対応した保育サービスを、質と量ともに兼ね備え充実したものにしていくこと、また、それを効果的・効率的に行っていくためには、多様で弾力的な事業展開が可能となる民間事業者の力を活用し、民間に任せられることは任せていくことが必要であると考えています。

さらに、公立保育所については、安心安全な保育環境を整えるための施設の改修費用や運営費に国・県からの補助がないことから、財政負担が大きいため、民間事業者の力を活用すべく民営化も視野に入れた効率的な運営の検討が必要です。民営化により施設改修費や保育所運営費の経費を節減することが出来るとともに、多様で弾力的な保育サービスの提供が期待されます。

また、保育需要のピークである平成29年度以降の入所児童数減少による保育の需要と供給のバランスを保つためにも、地域バランスと保育ニーズを考慮し、公立保育所の適正配置の検討が必要です。適正配置の目的は限られた財源や人員の中で、保育サービスの質を維持することにあります。

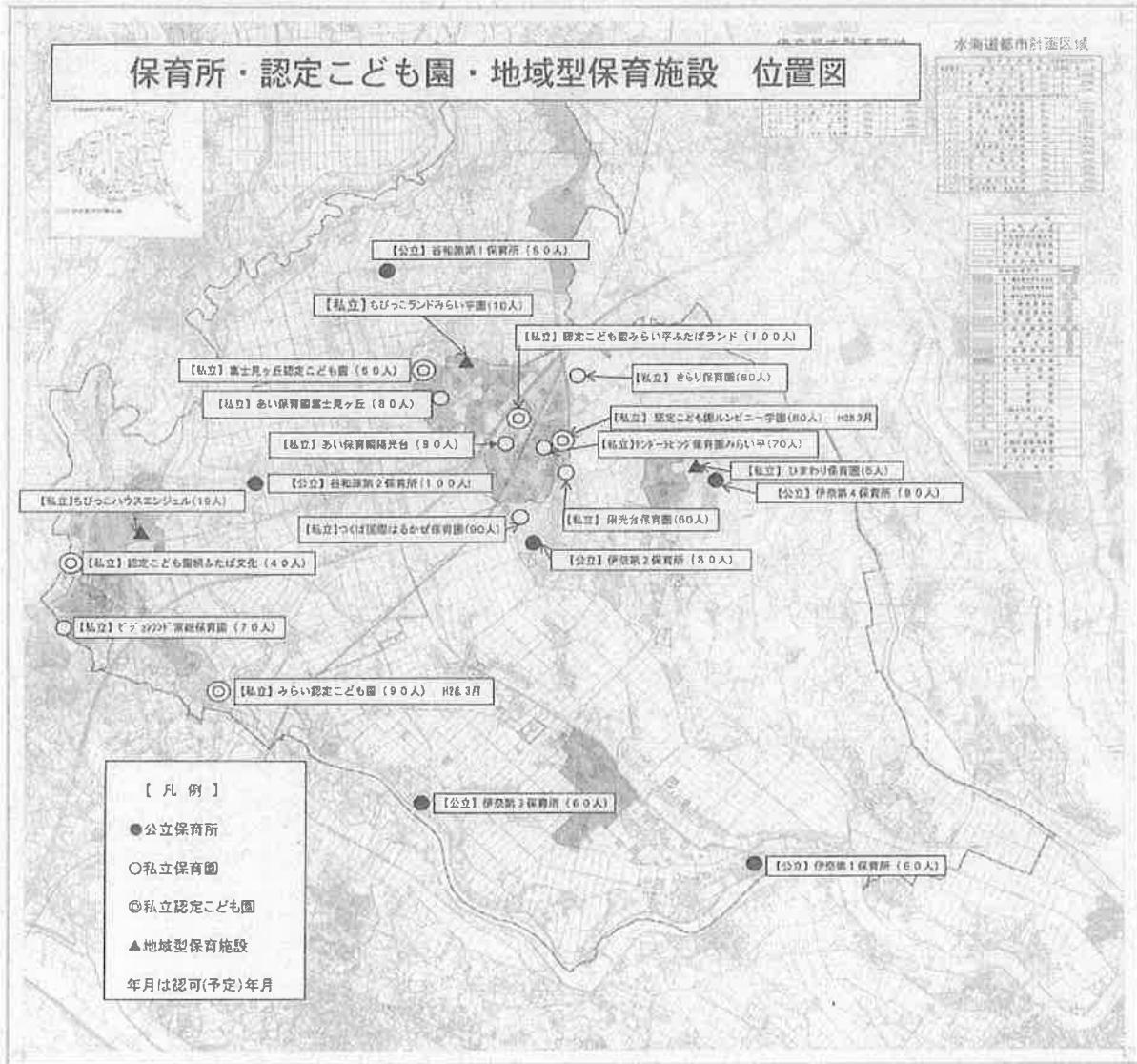
市が、公的サービスとしての保育を提供していく責任を果たしていくことは言うまでもありません。しかし、例えば公立は、私立では対応が難しい、地域バランスに対応した保育を実施し、私立は、公立では対応が難しい、多様な保育ニーズに弾力的に対応するなど、公立と私立の保育所が、それぞれの特長を活かした役割分担を行うとともに、連携・協力しながら、保育サービスの充実を図っていくことが大切であると考えています。

こうしたことから、本市の将来を担う子どもたちの健全な成長を保障するため「多様な保育ニーズへの弾力的な対応」・「安心安全な保育環境の整備」・「効率的運営ができる保育所の適正配置」の視点から、公立保育所の統廃合や民営化も視野に入れ、この「報告書」に基づき、詳細な計画を策定し遂行することによって、更なる子育て支援の充実が図られるものと考えます。

2. 保育所の現況

(1) 設置状況

現在、市内には認可保育所(園)が13ヶ所(公立6ヶ所、私立7ヶ所)、認定こども園3園、地域型保育施設3園の合計19園あり、定員は1,244人です。平成28年4月に、民間の認定こども園2園の開園が予定されており、定員は1,414人になる見込みです。



※ 施設の定義

・保育所

未就学児を、労働又は疾病等の理由により、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

・認定こども園

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、就学前の児童に幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う機能を併せ持った施設

・地域型保育施設

子ども・子育て支援新制度により創設された、主に0歳児から2歳児を対象に保育を行う定員19人以下の市が認可する保育施設

(2) 保育サービス状況

保育サービスの状況を表すと、次のようにになります。

●認可保育所保育サービス一覧

※H27年4月1日現在

	施設名	定員	通常保育時間	延長保育	一時預かり	子育て支援室	受入年齢	病後児保育
公立保育所	伊奈第1保育所	60	7:30～18:30	19:00まで	-	-	満1歳～	-
	伊奈第2保育所	80	7:30～18:30	19:00まで	-	-	満1歳～	-
	伊奈第3保育所	60	7:30～18:30	19:00まで	-	-	満1歳～	-
	伊奈第4保育所	90	7:30～18:30	19:00まで	-	-	満1歳～	-
	谷和原第1保育所	80	7:30～18:30	19:00まで	-	-	満1歳～	-
	谷和原第2保育所	100	7:30～18:30	19:00まで	1歳	●	生後6ヶ月～	-
私立保育所	ピジョンランド常総保育園	70	8:15～19:15 8:15まで	7:15から 20:00まで	生後57日	-	生後57日～	-
	あい保育園富士見ヶ丘	80	7:00～18:00	20:00まで	生後6ヶ月	-	生後57日～	-
	つくば国際はるかぜ保育園	90	7:00～18:00	18:00から 19:00まで	-	-	生後57日～	-
	デンダーラビング保育園 みらい平	70	7:00～18:00	20:00まで	生後6ヶ月	-	生後57日～	-
	あい保育園陽光台	90	7:00～18:00	20:00まで	生後6ヶ月	-	生後57日～	-
	きらり保育園	80	8:00～19:00	7:00から 21:00まで	生後6ヶ月	-	生後57日～	●
	陽光台保育園	60	7:00～18:00	20:00まで	生後6ヶ月	-	生後57日～2歳児	-
	認定こども園みらい平 ふたばランド	100	7:30～18:30	7:00から 19:30まで	生後6ヶ月	●	生後6ヶ月～	-
	富士見ヶ丘認定こども園	60	7:00～18:00	19:00まで	生後6ヶ月	●	生後57日～	●
	認定こども園絹ふたば文化 (幼稚園型)	40	7:45～18:45	19:00まで	-	-	3歳児～	-
	ちびっこハウスエンジェル	19	7:30～18:30	7:00から 20:00まで	生後6ヶ月	-	生後43日～2歳児	-
	ちびっこランドみらい平園	10	7:30～18:30	19:00まで	生後6ヶ月	-	生後6ヶ月～2歳児	-
	ひまわり保育園	5	7:00～18:00	2:00まで	生後6ヶ月	-	生後57日～2歳児	-

概要としては、公立保育所は、地域バランスを考慮して配置しており、基本的に、どの保育所においても国の基準に沿った保育サービスを提供しています。それに対して、私立保育所は、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し、次のような独自の特色を出しています。

- ① 通常の保育時間（11時間）を超えて児童を保育する延長保育は、公立に比べ、私立の方が早い時間から、また遅い時間まで実施しています。
- ② 一時保育については、公立は、谷和原第2保育所の1歳からのみですが、私立では、2園を除いた園で実施しており、お預かりできる年齢もほとんどの園で生後6ヶ月からとなっております。
- ③ 受入年齢についても、公立は谷和原第2保育所が生後6ヶ月からですが、他の保育所は満1歳児から実施しているのに対し、私立ではほとんどの園が生後57日から実施しています。対象年齢も、私立の方がより低年齢児に対応しています。
- ④ 児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間に、保育所に付設された専用スペースで保育を行う病後児保育については、市が設備と人材が確保されている私立2園に委託して実施しています。

3 民営化にする理由

つくばみらい市立保育所の方検討会報告書の「民間に任せられることは任せていく」との検討結果を基に、公立保育所の民営化に取り組むものです。

例えば、民営化することにより、地域特性による受入年齢や延長保育時間の拡充、保護者ニーズによる保育時間の対応等、保育サービスの向上が期待できます。

また、公立保育所は、築30年を経過する保育所が多く老朽化が進んでいますが、私立保育所と異なり、運営経費や建設・改修に対する国の補助金ではなく、施設の建設や改修を行う費用は、全て市が負担しなければなりません。公立の民営化により国の補助金を有効活用し、市の支出を大幅に削減することができます。

● 公立保育所と民間保育所比較検討表

NO.	項目	公立保育所	民間保育所 (社会福祉法人又は民法第33条第2項の規定により設立された法人)
1	施設	<ul style="list-style-type: none"> 伊奈第1・2・3・4保育所は昭和56年6月の建築基準法改正以前の建設で耐震化が必要 谷和原第2保育所を除く5つの保育所は老朽化が進みバリアフリー化もされていない 	<ul style="list-style-type: none"> 現建築基準法に基づく建築で耐震基準を満たしている 建設が近年のため、バリアフリー化等保育に適した構造となっている
2	設置場所	地域的に分散した配置	みらい平駅周辺等の市街化区域に集中
3	運営経費 (H26年度1保育所あたりの平均値)	<p>【歳出】 79,238千円 【歳入】 保育料収入 21,273千円 市負担額 57,965千円 (普通交付税が含まれます)</p>	<p>【歳出】 70,589千円 【歳入】 保育料収入 21,273千円 国・県補助金 32,121千円 市負担額 17,195千円</p>
4	改修等経費	新設、改修等は、基本的に国・県の補助がなく全て自主財源	新設、改修等を行う場合に、国・県の補助がある
5	保育ニーズへの対応	現サービスの拡充や、新サービスを提供する際は、条例・予算化する等、時間を要する	迅速で柔軟なサービス対応が期待できる
評価	1 施設	—	—
	2 設置場所	○	○
	3 運営経費	△	○
	4 改修等経費	△	○
	5 保育ニーズへの対応	△	○
評価理由		1 民営化検討には不適当として評価しない 2 公立は、地域バランスに対応した保育を実施しているので優れている、民間は、需要が高い（児童数）地域に設置しているため優れているとした 3 公立の運営経費を基準（普通）として、国・県の補助があり、市の負担が少ない民間を優れているとした 4 公立は、全て自主財源のため普通とし、国・県の補助があり、市の負担が少ない民間を優れているとした 5 一定の手続きを必ず要する公設を普通とし、条件によっては、即時に対応することも可能である民間を優れているとした	

※ ○:非常に優れている ・ ○:優れている ・ △:普通 ・ ×:劣る
 (— ・ 公立の民営化検討にあたっての比較評価は不適項目)

公立保育所と民間保育所の経費の比較を行ったところ、保育所運営経費や施設改修経費の削減が可能な民営化に移行いたしますが、保育の継続性、保育方針変更及び大幅な保育士の入替えなどに対する保護者と児童の不安解消や地域バランスを考慮しながら、取り組むこととします。

4 民営化の方法

公立保育所を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体と共に移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行して運営する「公設民営方式」が考えられます。

● 運営方法の違い

	公設民営	民設民営
施設	市	民間
運営	民間	民間

● 民営化方法の比較検討表

NO.	項目	公設民営	民設民営
1	運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市が事業者と協定を締結し運営 ・市と事業者との協議が必要となるため、保護者のニーズへの対応に限界がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が事業の全てを行う ・事業者の特色あるサービスや保護者のニーズへの柔軟な対応が期待できる
2	施設維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務は、協定により事業者が行う ・施設の建て替えや改修時は、全て市が負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務は、全て事業者が行う ・施設の建て替えや改修時に国・県の補助がある
3	運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・全て市が負担 (地方交付税措置に含まれます) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の補助がある
評価	1 運営業務	△	◎
	2 施設維持管理	○	◎
	3 運営費	△	◎
評価理由		1 事業者が全てにおいて決定権をもち特色を出せる民設民営を非常に優れている、独自色を出しにくい公設民営を普通とした 2 管理業務が事業者となる公設民営を優れている、事業者が管理し、施設の建て替えや改修に国・県の補助がある民設民営を非常に優れているとした 3 国・県の補助がある民設民営を非常に優れている、国・県の補助がない公設民営を普通とした。	

※ ◎:非常に優れている ・ ○:優れている ・ △:普通 ・ ×:劣る

事業者が、国・県の補助制度を有効活用し、安定的な保育運営や施設整備を行うことができ、自らの責任で、その特色を活かしながら、自主的・主体的に管理運営を行う民設民営方式は、今後、保護者のニーズに柔軟な対応が出来ると考えます。

ただし、保育の継続性、保育方針に対する保護者と児童の不安を軽減するため、民間保育所でありながら、市と民間事業者による連携の下に保育を行う方式を採用し、将来的に民間事業者による単独運営の保育所に移行することとします。

5 事業者の選定

保育所の運営主体に関しては、平成12年から国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営主体が株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになりました。

しかし、市の財産を譲渡することや法人の設立目的などから判断し、市としては、社会福祉法人又は、民法第33条第2項の公益を目的とする法人といたしますが、民営化に移行するにあたっては次のことが重要であると考えます。

- (1) 従来の保育内容、保育体制を継続し、入所児童に不安を与えないこと。
- (2) 保育士の入替えを例年と同程度として、入所児童及び保護者に不安を与えないこと。
- (3) 運営主体の変更による保育方針、運営手法への不安を与えないこと。

上記すべての条件を満たすことができる法人を検討したところ、社会福祉法人社会福祉協議会に移管して運営している事例が全国60の自治体ありました。そのようなことから、当市の事業者の選定についても、次のとおり検討を行いました。

●社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」）とその他の法人比較表

NO.	項目	社会福祉協議会	他の法人
1	保育の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市が出資している団体であり、公立の保育士を派遣することが容易であり、一定期間共同保育を実施できる ・嘱託職員の継続的雇用ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の保育士を派遣することが難しいため、共同保育期間を長期に実施することは困難 ・嘱託職員の継続的雇用ができる
2	市民の意見反映（運営方針）	<ul style="list-style-type: none"> ・役員が市内の各種団体の代表者等から構成されているので、市民の立場からの意見を反映させた運営が期待でき、移管後の運営方針に大幅な変更はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・園独自の方針による運営になり、移管後は大幅な運営方針の変更が予想される
3	福祉事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市との連携による福祉事業全般を行っているが、保育事業として子育て支援事業（子育て支援室）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設を中心に事業展開している
4	保護者の不安解消	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の入替えが例年程度のため入所児童や保護者の不安を解消できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れ親しんだ保育士が入替わることでの不安が予想される
評 価	1 保育の継続性確保	○	△
	2 市民の意見反映	○	△
	3 福祉事業実績	△	○
	4 保護者の不安解消	○	×
評価理由		1 共同保育期間や引き継ぎ期間を長期におこなえる社会福祉協議会を非常に優れているとし、他の法人は普通とした 2 運営方針に大幅な変更はない社会福祉協議会を非常に優れているとし、他の法人は普通とした 3 既に保育事業を展開している法人を想定したため、児童福祉施設の実績がある他の法人を非常に優れているとし、子育て支援室の実績のみである社会福祉協議会は普通とした 4 保育士の入替えが最少である社会福祉協議会を非常に優れている、入替が大幅に行われる可能性がある他の法人を劣るとした	

※ ○:非常に優れている ・ ○:優れている ・ △:普通 ・ ×:劣る

社会福祉協議会への移管を検討したところ、前記の条件について、以下のとおり対応できることを確認しました。

① 保育の継続性確保

社会福祉協議会に、それまで勤務していた公立保育所の職員を派遣することや、臨時・嘱託職員を正規職員として雇用することが容易であるため、保育の継続性が保障されます。

② 市民の意見を反映

社会福祉協議会の役員は、市内の各種団体の代表者等から構成されていますので、市民の立場からの意見を反映させた保育所運営が期待できます。

③ 福祉事業実績

社会福祉協議会は、市との連携による福祉事業を行っている団体で、これまで保育事業としては、子育て支援室の運営実績のみですが、これまでの福祉事業の実績が活かされるよう市が関与して安定した保育所運営を行います。

④ 保護者の不安解消

社会福祉協議会は、市が出資している団体であり、移管後も共同保育期間を長期に実施することにより、保育士の入替えを最少に抑えられますので、保護者の不安を解消することができます。

以上の理由から保護者や児童の不安を解消することができる社会福祉協議会に移管することを想定いたします。

6 対象保育所

公立6保育所は、建築年をはじめ、それぞれが様々な状況で運営しておりますが、現時点において、社会福祉協議会に移管することができる保育所を検討しました。

● 公立6保育所の民営化検討表

NO.	項目	伊奈第1	伊奈第2	伊奈第3	伊奈第4	谷和原第1	谷和原第2
		<ul style="list-style-type: none"> 昭和46年築 平成28年度に耐震改修工事完了 定員 60名 面積 3,086m²(内市991m²) 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和47年築 沐浴室がなく、段差があり乳幼児の保育に適さない 定員 80名 面積 2,396m² 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和50年築 沐浴室がなく、段差があり乳幼児の保育に適さない 定員 60名 面積 3,100m² 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年築 沐浴室がなく、段差があり乳幼児の保育に適さない 定員 90名 面積 3,942m² 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年築 沐浴室がなく、段差があり乳幼児の保育に適さない 定員 80名 面積 3,933m² 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年築 幼保連携型 バリアフリー 沐浴室 子育て支援室 定員 100名 面積 9,739.88m²
1	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 主要道路から860m ・縦員狭い ・みらい平駅から1,430m ・市街化区域から600m 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 主要道路から225m ・縦員狭い ・みらい平駅から1,430m ・市街化区域から600m 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 県道から1,560m ・縦員狭い ・幹線道路への道路沿い 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 県道から350m ・縦員狭い ・幹線道路への道路沿い 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 県道から900m ・幹線道路への道路沿い 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 県道から540m
2	土地の所有者	市及び私有地	私有地	市	市	私有地	市
評価	1 立地条件	○	◎	○	◎	×	×
	2 土地の所有者	×	×	◎	◎	×	◎
	評価理由	1 市街化区域に非常に近い保育所を非常に優れている、近い保育所を優れている、その他の保育所を劣るとした 2 市所有を非常に優れているとし、私有地を劣るとした					

◎:非常に優れている · ○:優れている · △:普通 · ×:劣る

将来的にも保育需要が見込まれ、長期的に安定した運営ができることと、土地の所有者が市である伊奈第3保育所と伊奈第4保育所の2カ所を考えています。

7 実施時期

市から社会福祉協議会へ移管するまでには、保護者への説明や事業の許認可、人材の確保等の準備期間が必要であることから、平成29年4月から伊奈第3保育所を市と社会福祉協議会が連携の下に運営し、共同保育を一定期間実施したうえで、社会福祉協議会単独での運営に移行いたします。伊奈第4保育所につきましても、平成30年4月から同様に進めてまいります。

● 保育所民営化今後のスケジュール

時 期	内 容	伊奈第3保育所	伊奈第4保育所
平成28年10月	市と社会福祉協議会の保育等に関する基本協定の締結	市と社会福祉協議会が連携して運営	
10月	市と社会福祉協議会による伊奈第3保育所運営に関する協定の締結		
10月	伊奈第3保育所入所案内への記載		
平成29年 2月	茨城県に事業認可の届け出（伊奈第3保育所）		
4月	伊奈第3保育所 市と社会福祉協議会が連携して運営		
10月	市と社会福祉協議会による伊奈第4保育所運営に関する協定の締結		
10月	伊奈第4保育所入所案内への記載		
平成30年 2月	茨城県に事業認可の届け出（伊奈第4保育所）		
4月	伊奈第4保育所 市と社会福祉協議会が連携して運営		
平成32年 4月	伊奈第3保育所 社会福祉協議会単独による運営		
平成33年 4月	伊奈第4保育所 社会福祉協議会単独による運営	社会福祉協議会単独による運営	社会福祉協議会単独による運営